

木津川市木津老人福祉センター指定管理者選定結果及び委員会審査概要

指定管理者選定委員会において、木津川市木津老人福祉センターに係る指定管理候補者が選定されましたのでお知らせします。

なお、これは指定管理候補者の選定結果を公表するものであり、指定管理者としての指定は、議会の議決を経た後に決定します。（令和6年3月定例会上程）

1. 選定結果

(1) 団 体 名：社会福祉法人木津川市社会福祉協議会

所 在 地：京都府木津川市木津川端19番地

代 表 者：会長 馬 泰子

(2) 選定理由

施設の管理運営について理解し、また、利用者サービスの向上への取組方針や市の福祉施策と密接な連携を保ちながら高齢者をはじめ福祉の向上のための事業運営を行っていること、また、高齢者福祉に関わってきた経験や実績を活かすことにより、木津川市木津老人福祉センターの設置目的である高齢者福祉の拠点としての役割を発揮できるとともに、事業内容や収支計画案等を総合的に評価。

2. 委員会審査概要

(1) 対象施設

・木津川市木津老人福祉センター

(2) 指定管理期間

・令和6年4月1日から令和9年3月31日（3か年）

(3) 委員会の構成

・委員数 計5名（内訳：市職員＜副市长、マチオモイ部長＞、識見を有する者＜木津東部民生児童委員協議会副会長、木津川市老人クラブ連合会副会長＞、利用者代表＜サークル活動利用者＞）

(4) 公募の概要

募集要項の配付	令和6年1月9日～1月19日
質問書の受付	令和6年1月9日～1月15日
質問書の回答	令和6年1月17日
申請書の受付	令和6年1月12日～1月19日

(5) 応募団体

・社会福祉法人木津川市社会福祉協議会

(6) 審査の経過

日 時：令和6年1月25日

内 容：委員会設置、選定基準等決定、申請書類審査、面接審査、採点、指定
管理者候補者選定

(7) 選定基準

1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
2. 公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図れるものであること
3. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること
4. 施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること

(8) 審査結果

団 体 名	得 点	結 果
社会福祉法人木津川市社会福祉協議会	822点	候 補 者

(1,000点満点)